宿舎（住宅）名	棟番号	戸番

すまいのしおり

国立大学法人広島大学

は　じ　め　に

宿舎は、たくさんの人が集団生活をおくる場であり、一定のルールが必要です。この「すまいのしおり」は、皆さんに、ぜひ守っていただきたい事、知っておいていただきたい事柄をまとめております。入居の際には必ずご一読ください。

広島大学では、皆さんに快適な日々をおくっていただくために、今後とも良好な環境の維持改善に努力いたしますが、入居者の皆さんも常日頃から宿舎内のみならず地域住民との協調融和を図り、より良い環境づくりに心がけていただくようお願いいたします。

皆さんが実際にお住まいになって環境や施設、設備などについてお気づきの点がございましたら、宿舎管理人までお知らせくださるようお願いいたします。

平成 26 年 12 月

広島大学東広島地区運営支援部共通事務室（管理担当）

目　　次

入居するにあたって …… 1

Ⅰ．宿舎の暮らし …… 2

1．快適な団地生活のために …… 3

引越しなどの荷物運搬時のお願い…… 6

危険防止等のためのお願い …… 7

2．広島大学とあなたとの約束 …… 8

宿舎貸与の条件 …… 8

原状回復について …… 8

修繕費の負担について …… 8

入居者負担で修繕していただく範囲…… 9

広島大学負担で修繕する場合…… 11

共益費の負担について …… 11

共益費により負担していただく主なもの… 17

動物の飼育禁止について …… 14

改造・模様替等について …… 14

団地内での自動車の駐車について …… 14

団地内での屋外広告物の掲示について 15

宿舎の転貸等の禁止について …… 15

3．団地の防犯・防災 …… 16

団地の防犯 …… 16

団地の防災 …… 16

地震 …… 16

火事 …… 17

台風 …… 17

Ⅱ．宿舎の設備 …… 18

玄関 …… 19

居室 …… 20

台所 …… 22

浴室 …… 24

ガス風呂 …… 24

水洗トイレ …… 27

バルコニー …… 30

電気 …… 31

ガス …… 33

水道 …… 35

Ⅲ．共用施設 …… 36

階段・廊下 …… 37

ごみ置場 …… 37

遊び場 …… 38

テレビアンテナ …… 39

その他 …… 39

Ⅳ．宿舎の管理と諸手続 …… 40

宿舎の管理 …… 41

諸手続 …… 42

宿舎の申請・届出手続一覧 …… 42

駐車場の申込み等について …… 43

退居時の手続 …… 44

別表１　宿舎退居時の点検表 …… 46

宿舎原状回復等実施基準 …… 47

退居に際してのご注意 …… 50

別表2　宿舎管理人一覧・連絡先 …… 51

別紙１　損傷又は汚損の確認・申出書 · 52

別紙２　修繕連絡票 …… 53

入居するにあたって

◎　宿舎の鍵は、宿舎管理人に「宿舎貸与承認書」を提示して、宿舎管理人が保管している「鍵の受渡簿」に所要事項を記入押印のうえ受領し、原則として宿舎管理人立会のもとに入居し、その指示に従ってください。

　なお、その際宿舎管理人が「居住者名簿」の用紙を渡しますから、所要事項を記入して同時に宿舎管理人にご提出ください。

（注）宿舎管理人の勤務時間については別表２の「宿舎管理人勤務時間一覧表」をご覧ください。

◎　電気・ガス・水道は、直接入居者が関係会社等に連絡のうえ手続きをしてください。

　また使用上の不注意から事故が発生することのないよう取扱方法及び注意事項を十分聞いて使用してください。

◎　入居したら、宿舎内外を点検し、退居時の修繕漏れがあれば、入居後 10 日以内（10 日目が土、日、祝祭日の場合は翌日）に宿舎管理人に「宿舎の損傷又は汚損の確認・申出書」（52 ページ別紙 1）を提出し、指示に従ってください。申し出がない場合には、異常がなかったものとみなします。

Ⅰ

宿舎の暮らし

1　快適な団地生活のために

騒音・漏水などについて

音……お互いに気をつけたい音

コンクリートの壁は音に対して意外に敏感です。宿舎では集合住宅という性格上、ドアの開閉音やトイレの流水音がある程度聞こえるのは避けられません。これらについては、団地の生活音として早く慣れていただかなければなりませんが、ともかく団地では、音に関する苦情やトラブルが少なくありません。

- ◆ まず、ピアノ・その他の楽器・テレビ・ステレオ・エアコンなどの音に気をつけましょう。
- ◆ 夜おそく洗濯などをしないようにしましょう。
- ◆ 深夜・早朝にドアを乱暴に開閉したり、ゲタ・サンダルなどで階段をあがりおりする時は、静かに歩くように心掛けましょう。
- ◆ 深夜やまわりが静かなときは、ちょっとした物音も階下の宿舎に聞こえますので、小さなお子さんのいらっしゃるご家庭では、日頃から部屋にカーペットを敷くなどして音が階下の宿舎に響くのを防ぐ工夫をしましょう。
- ◆ 特に夏は窓をあけることが多く、苦情をまねきやすいものです。お互いに気をつけましょう。

水……階下への水漏れにご注意

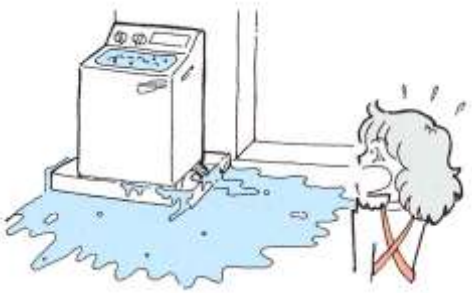

コンクリートは、見かけによらず水を通しやすく、ほんの少しの水でも階下に水漏れするほどです。宿舎で完全防水を施してあるのは浴室だけです。そのほかのところはどこも安心して水は使えません。したがって、バルコニー・玄関・踊り場などでの水の使用は、掃除の際の打ち水程度としてください。

また、特に居室内フロアー上に洗濯機を置く事となる宿舎（洗濯機パンの備え付けのない宿舎等）については、洗濯機からの水漏れについてもご注意ください。

もし不注意で階下の宿舎に漏水された場合には、階下の方にご迷惑をかけるだけではなく、天井や畳の補修費、敷物や家具の損害賠償など、あなたに大変な負担をしていただかなければなりません。

汚水排水……排水管の詰まりは全階が迷惑

宿舎の台所・浴室・トイレなどの汚水排水設備は、集合住宅の構造上、上下階の宿舎全部が汚水管、排水管を共同で使用しています。このため、あなたの宿舎でたとえば台所の流しに野菜くずやその他のごみをなんでもかまわず捨てたり、便器に新聞紙・紙おむつ・生理用品などを不用意に流したりしますと排水管等が詰まります。

もし排水管等が詰まると、あなたの宿舎や階下の宿舎に汚水や汚物があふれでて、掃除や補修にたいへんな手間と費用がかかります。

あなたが起こした場合は、もちろんあなたに補修費や損害賠償金の一切を負担していただきます。また、どなたか不明のときは、その階またはその棟の全部の方に負担していただくことになりますので、このような事故を起こさないためにも日頃から十分注意しましょう。

便器内の汚物が流れない場合その他汚水管に異常があると思われる場合には、上下各階の皆さんに使用を中止してもらったうえで、ただちに宿舎管理人にご連絡ください。

バルコニー……手すりに物を置くことは危険

日頃気をつけなければならないのが、バルコニーの洗濯物です。少しでも日があたるようにと、バルコニーから外に突きだして洗濯物を干したりすると、洗濯物のしずくで階下に干してあるふとんをぬらすなど他の方にたいへんご迷惑をかけます。

なお、バルコニーの手すりの上に植木ばちなどを置くことは危険ですので、絶対に置いてはいけません。

また、火災発生時には、バルコニーの仕切り板を破って隣の宿舎へ避難することがありますので、避難経路を確保するため、バルコニーには設置物や物品を置かないでください。

共用施設……ごみ置場は共同生活のバロメーター

団地には、ごみ置場・遊び場・自転車置場・芝生などたくさんの共用施設がありますが、これらの物を傷めないように皆さんのご協力をお願いします。

なお、団地及び周辺の美観についても常に注意していただき、清掃なども皆さんで協力して行ってください。

特にごみ置場は不潔になりがちですから、当番を決めて、清掃をしてください。

また、空地に野菜などの耕作をしないでください。

自動車……団地内の駐車はみんなの迷惑

原則として駐車場以外の場所（構内通路、建物周辺を含みます）への駐車は禁止しています。これは、万一事故が起きた場合緊急自動車が入れなかったり、ごみ収集車が入れない等のため、他の入居者にたいへん迷惑をかけることになるほか、地下埋設管等を傷めたり他の入居者、特に小さいお子さんの飛びだし事故などの原因ともなりますので固く禁止しています。

引越しなどの荷物運搬時のお願い

運搬は階段を利用しましょう

引越しなどの荷物の運搬は、階段を使用し、バルコニー、窓等は使用しないでください。やむを得ず、大きな家具やピアノ等をバルコニーから搬入（出）する場合は、宿舎管理人に相談してください。

トラックは道路に止めましょう

建物周辺の地下には、給排水管、排水ます等が埋設されていますので、トラックなどは団地内の道路以外には止めないようにしてください。引越し等により建物及び工作物等をこわした場合は、速やかに宿舎管理人に連絡してください。

なお、この場合の補修費用は、当該入居者に負担していただくことになります。

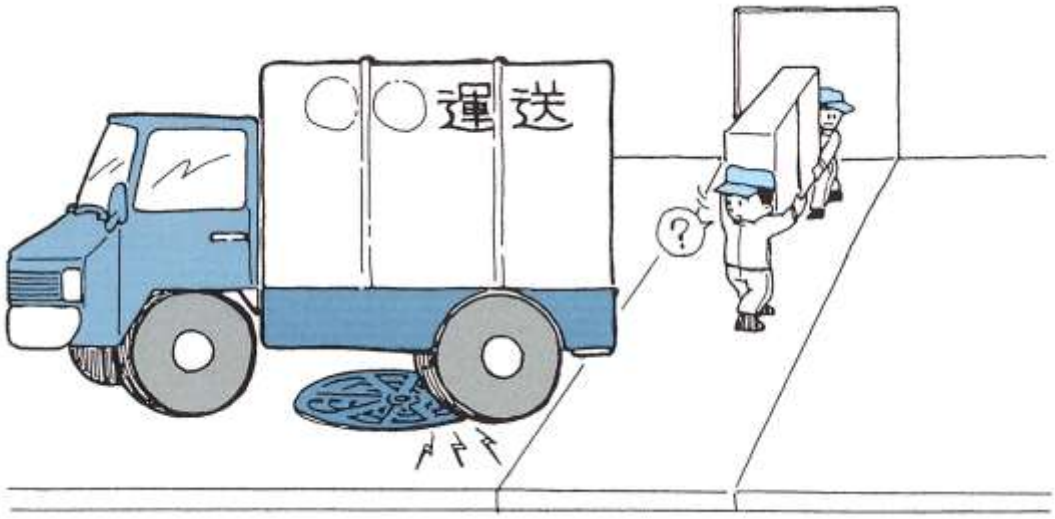

危険防止等のためのお願い

工事施工時のご協力のお願い

宿舎では、宿舎の保全等のため工事を行う場合がありますので、施工にあたっては、全面的なご協力をお願いします。

また、工事期間中は、騒音、ほこり、工事用車両の通行等でご迷惑をおかけすることもあるかと思われますが、ご理解ご協力をお願いします。

工事現場への立入りは危険です

工事現場は、資材や車両の出入りなどで大変危険ですから、現場に立入らないよう、また、現場付近で子供を遊ばせたりしないよう十分ご注意ください。

危険な施設に子供が立入らないようご注意ください

団地内には、皆さんの生活上必要な受水槽、浄化槽、ポンプ室、変電室などの施設がありますが、関係者以外の方はこれら施設内への立入りを禁止しています。特に子供などが立入らないよう平素からご注意をお願いします。

２　広島大学とあなたとの約束

ここでは、宿舎貸与承認書に記載されている貸与の条件及び入居に際してあなたにぜひとも守っていただかなければならない事柄について説明します。

宿舎貸与の条件

宿舎貸与の条件は、あなたが宿舎の貸与を受けた時の貸与承認書に記載されていますので、今一度ご覧になり十分ご留意ください。

原状回復について

宿舎を退居される場合には、後に入居される人の立場を考慮して原状回復、清掃等をしていただかなければなりません。

原状回復は、基本的には入居者が汚損、又は破損したものが対象となりますが、広島大学では基準を定めていますので、退居の際は基準により原状回復をしていただくことになります。

（注）詳細については 47 ページをご覧ください。

- 原状回復費用は、退居者から直接施工業者にお支払い願います。

修繕費の負担について

宿舎の修繕には、その費用を広島大学が負担して行う場合と、入居者が負担して行う場合とがあります。

地震や台風等の天災により被害を受けた場合や、通常の使い方で生じた損傷、汚損など、入居者の責任によらない場合の修繕は広島大学が行いますが、その程度が軽微なものは、入居者に負担していただきます。

その範囲は、次のとおりです。

■入居者負担で修繕（維持整備）していただく範囲

（１）専用部分

項　　目	修　　繕　　個　　所
建具・畳・壁等	1. 障子及び襖（戸襖を含む。）の張替え（障子は一枚単位、襖は原則として一組単位とする。）。 2. 網戸の張替え。 3. 硝子の入替え及びパテ（ゴムパテを含む。）の詰替え。 4. 把手、引手、錠、鍵、蝶番、戸車その他建具附属器具類の補修及び取替え（ただし、玄関の鍵紛失以外のシリンダー錠取替え、ドア・クローザーの取替えは除く。）。 5. 畳表の裏返し及び取替え（一枚単位とする。）。 6. 壁の塗替え及び壁クロス等の張替え（原則として一面単位とする。）。
電　気　設　備	1. ブザー及びチャイムの補修及び取替え並びにインターホンの補修。 2. 各種スイッチ、プレート及びコンセントの補修及び取替え。 3. 照明器具の補修並びに電球、蛍光灯等の部品等の補修及び取替え。 4. 換気扇（ダクトのあるものは除く。）、部品等の補修及び取替え。
給　水　設　備	1. 水道蛇口の補修及び取替え（ただし、混合水栓の取替えは除く。）。 2. 水道管の保温巻きの補修及び取替え（ただし、地下埋設部分（く体埋込部分を含む。以下同じ。）を除く。）。 3. 水道管の凍結による漏水の補修（ただし、地下埋設部分を除く。）。
排　水　設　備	1. 流し台のワントラップ、部品等の補修及び排水目皿の取替え。 2. 排水管、排水トラップ等の清掃
衛　生　設　備	1. 洗面器、手洗器、洗濯機パン及びＳ・Ｐトラップの補修並びに栓、部品等の取替え。 2. 便器の便座、便蓋及び蝶番の補修及び取替え。 3. フラッシュバルブ、ロータンク及びハイタンクの部品等の補修及び取替え（ただし、タンク内部の部品一式の取替えは除く。）。 4. 便所内部品（ペーパーホルダー、タオル掛等）の取替え。

項　　目	修　　繕　　個　　所
ガ ス 設 備	コック（器具又はゴム管を接続する個所。）の補修及び取替え。
浴　槽　等	1. 浴槽の附属品の補修及び部品等の取替え。 2. 風呂釜及び給湯器（附属品を含む。）の補修及び部品等の取替え（ただし、専門業者による施工を要するバーナー、熱交換器その他基幹部品等の取替えを除く。）。 3. 浴槽の蓋、その他浴室内の備品の補修及び部品等の取替え。
そ　の　他	1. 台所設備（流し、吊り戸棚、水切棚、防虫網、コンロ台等）の補修。 2. 化粧箱及び化粧鏡の補修。 3. 下駄箱の戸、蝶番、把手及び棚板の補修及び取替え。 4. 傘立て、タオル掛、カーテンレール、棚板、ハンガーボード、帽子掛、名札掛、郵便受及び牛乳受の補修及び取替え。 5. 物置の棚板の補修及び取替え。 6. 上記各項目から判断して、広島大学が入居者負担とすることを適当と認めるもの。

（２） 共用部分

修　　繕　　個　　所
1. 集会場、自転車置場、児童遊園地、共同物置、共同給排水設備及び共同電気設備の上記専用部分に準ずる補修及び取替え。 2. 階段ノンスリップの補修及び取替え。 3. 集合郵便受、集合札掛、掲示板及び案内板の補修。 4. 共聴アンテナ、配線、部品等の補修及び取替え。 5. 花壇等の補修。 6. 囲障等の補修。 7. 車止め及び交通標識の補修。 8. 溜ますの清掃及び溜ます蓋の補修及び取替え。 9. 上記各項目から判断して、広島大学が入居者共同負担とすることを適当と認めるもの。

（注1）　広島大学又は入居者の何れの負担となるか疑義のある場合は、宿舎管理人へお問い合わせください。

（注2）　広島大学が負担する修繕については、宿舎管理人に申し出てその指示に従ってください。なお、宿舎管理人に申し出をせず、入居者において行った場合、広島大学が負担する修繕であっても入居者負担となることがありますので必ず宿舎管理人に申し出てください。

■広島大学負担で修繕する場合

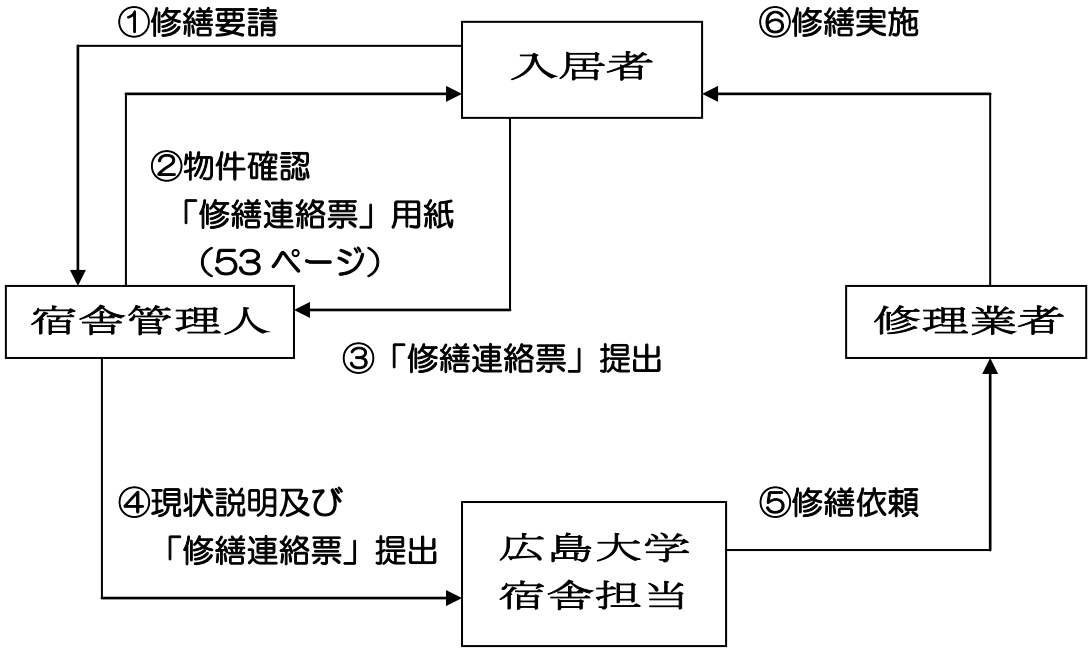

共益費の負担について

宿舎には、受水槽、高置水槽、浄化槽などの共同施設、舗装道路、外灯、遊び場などの環境整備施設があります。

これらの施設については、その機能及び効用を十分発揮させるため維持管理経費が必要となります。

これらの経費は、広島大学で負担するものを除き、原則として入居者の皆さんに共同で負担していただいており、これらの経費を「共益費」といいます。

なお、共益費の集金管理等については、自治会等を通じて入居者の皆さんに運営していただいています。

入居者の皆さんに「共益費として負担していただく主なもの」は次のとおりです。

■共益費により負担していただく主なもの

項　　目	内　　容	備　　考
共用電気料等	給水施設、排水施設の電力料、外灯、階段灯等の電灯料及び外灯、階段灯等の破損、自動点滅器・球切れの修繕費用	• 外灯、階段入口灯については防犯の見地から日没後は常に点灯するようにしましょう。
共用水道料	親量水器と各戸量水器との差額料金（屋外共同水栓、浄化槽の補水などの水道料金）	• 親メーターの検針日に各戸メーターも検針するようにしましょう。
給水施設の維持管理費用	給水ポンプの点検、調整等の費用	• ポンプ等で注油を要するものについては注油を行うようにしましょう。
排水施設の維持管理費用	浄化槽及び屋内外の汚水管雑排水管にかかる点検、調整、薬剤投入、清掃等の費用	• 浄化槽の維持管理は管理業者と維持管理契約を締結してください。薬剤の投入等については入居者（当番）が立会い、チェックするようにしましょう。 • 汚水管、雑排水管は専門業者による清掃を３年に１回実施してください。 • 溝については、月１回位、土砂、落葉、ごみ等を除去し、また、蓋のある箇所は溜ますの蓋をあけて清掃するようにしましょう。
テレビ共聴設備の維持管理費用	テレビ共同聴視設備の維持管理費用	• 共聴設備が設置されている宿舎については、専門業者と維持管理契約を締結してください。

項　　目	内　　容	備　　考
遊び場の維持管理費用	遊具等の点検・補修・取替え、砂場の砂補充及び清掃等の費用	• 子供の事故防止の点から年に１回以上は必ず遊具の点検及び注油を行ってください。 • 小石、紙くず等の除去、凹地の整地、除草等もあわせて行い、必要によっては砂を補充してください。
花壇、樹木の手入れに要する費用	花壇の除草及び樹木の水やり、せん定、害虫駆除、施肥等の費用	• 晴天が続いた場合はバケツ１杯位の水を樹木の根にかけてやりましょう。 • 樹木の支柱が腐っているものは補修するようにしましょう。 • カイガラ虫、アメリカシロヒトリ等の害虫が発生した場合は専門業者と相談のうえ駆除してください。
上記以外の共同施設共用部分の清掃等に要する費用	階段、共同水栓、自転車置場、構内通路、側溝、空地その他案内板、掲示板、囲障等の清掃、除草の費用	• 階段にあっては特に落書きに留意してください。 • 囲障の網のほぐれ等簡易な破損は補修してください。
消防設備等の点検等に要する費用	消防設備等の点検、機能、検査及び薬液取り替え等の費用	• 業者に依頼し、薬液取り替えを必要とする消火器については、薬液を取り替えてください。
警報設備の維持点検費用	非常ベル警報の点検費用 集中監視方式の非常ベル系統のみのもの、又はガス漏警報器併用の点検及び維持費用	• 非常ベルが設置されているものは、年１回以上点検を実施するようにしましょう。 • 警報設備が集中監視方式で、非常ベルとガス漏警報器が設置されたものは、年１回以上点検を実施することとし、ガス漏警報器はレンタル方式としてください。

動物の飼育禁止について

におい、鳴き声、抜毛などで、他の入居者やご近所に迷惑をかけるおそれのある動物（犬・猫・兎・鳥及びその他の動物等）の飼育を禁止しています。

改造・模様替等について

入居者の都合により宿舎の改造や模様替えを行ったり仮設物を設置する場合は、たとえ自己負担であっても宿舎管理人に連絡のうえ、予め広島大学の承認を得てください。宿舎の維持管理に支障がないと判断した場合に承認を行います。

なお、模様替えを行った時は、承認の条件に従って退居の際に原状回復をして頂く場合もあります。

（改造、模様替の承認例）

- ○ エアコンの取付け、ケーブルの引込等を目的とする壁の穴開け。
- ○ 浴槽を新しいものに取替える。
- ○ コンセントを増設し、電気容量をアップする。
- ○ 玄関錠の取替え及び補助錠の取付け。

団地内での自動車の駐車について

広島大学の貸与承認を得て指定保管場所に駐車する場合は、次のことに留意してください。

- ● 団地内で生じた盗難、事故、破損等による損害については、広島大学は一切責任を負いません。

- 団地内に自動車のための仮設物を設置することは認めていません。
- 広島大学は、自動車保管場所の廃止をする必要が生じた場合又は工事等宿舎の維持管理に支障がある場合は、自動車の保管場所の明渡をお願いすることがあります。

団地内での屋外広告物の掲示について

広島大学が認めた行事、催しなどを行う場合以外は団地内で屋外広告物、ポスター等を掲示することは認めていません。

これらの掲示は、団地の美観をそこなうばかりでなく、団地の管理・保全の上からも支障をきたしますので一切認めていません。

宿舎の転貸等の禁止について

広島大学では宿舎の全部又は一部を他人にまた貸ししたりすることは一切認めていません。

もし、宿舎の全部又は一部を他の方にまた貸しした場合には、ただちに宿舎を明け渡していただくとともに、損害賠償金をいただくことになります。

３　団地の防犯・防災

団地の防犯

警察　・・・・・・・・・・　１１０番

宿舎では、住戸で犯罪が起こった場合、外部からしゃ断されていることが逆に災いして、発見が遅れがちです。玄関ドアに取付けてある「ドア・アイ（のぞき窓）」や「ドアチェーン」は防犯のために設けてありますので、十分活用するよう日頃から心がけてください。

団地の防災

火事・救急車　・・・・・　１１９番

地震、火事、台風などが発生したときの心構えは次のとおりです。

■　地　震

鉄筋コンクリート製の建物でも相当にゆれます。上の階ほどそのゆれは大きくなりますが、あわてて廊下や階段に飛び出すことはむしろ危険です。

地震のときは火の元を消して、たんすや棚から落ちる物から身を守るようにしてください。とにかく落ちついて行動することが大切です。
避難口を確保するため、玄関のドアーを開けておくと有効です。

■ 火　事

火事のほとんどは、天ぷら鍋等の引火や、ストーブの火の不始末等ちょっとした不注意が原因となっておきています。

火事の発生を未然に防止するためには、常日頃から予防措置が大切になります。火気の取扱いには十分注意しましょう。

- 宿舎で実施する消防訓練に積極的に参加し、消火器等の取扱いを習得しましょう。また、消火器は各階ごとに備えつけています。
  消火器の位置及び使用方法を確認しておいてください。

- バルコニーのお隣との間の仕切板は強く押すと破れ、緊急の際には、お隣への避難口となります。
  バルコニーの使用上の注意（30 ページ）をお読みください。

- 一部の宿舎には、バルコニーに垂直式避難ハッチが設置されています。ハッチの蓋は簡単に取り外せ、非常ハシゴにより階下への避難口となります。この付近には物を置かないでください。

- 建物内の他の住戸が火事になったときは、バルコニーに可燃物があれば取り除き、窓や出入口の戸をよく締めて、火や煙が室内にはいらないようにしてください。

- 高層住宅には、非常用進入口が設けられていることがあります。
  火災等緊急時にはハシゴ車のハシゴ取付口となりますので、この付近には物を置かないでください。

■ 台　風

- 風が強くなる前に、バルコニーの植木ばち、あき箱等を取り込むとともに物干し竿などが飛ばないように固定又は撤去してください。

- バルコニー床の排水口に、ごみが付いたまま放置しておくと、水はけを悪くし、屋内や階下の住宅に漏水する原因となりますので、掃除してください。

- 強風時に浴室、台所、便所等の外回りの扉を開閉すると風のあおりで破損したり、思わぬけがをすることがありますので絶対に開閉しないでください。

- 非常用に飲料水の汲み置き、ビニール、針金、懐中電灯、携帯ラジオ等を準備すると便利です。

Ⅱ
宿舎の
設　備

玄　　関

スチールドア

玄関のスチールドアは防火の面で大切な役目を果たします。

無理に開放状態にしたり、乱暴に扱うと蝶番がまがり施錠できなくなることがありますのでご注意ください。

- ドアは急にあけると他の人に当たる事があり危険です。
  ゆっくりあけるようにしましょう。

ドア・アイ（のぞき窓）・ドアチェーン（用心鎖）

ドア・アイ（のぞき窓）やドアチェーン（用心鎖）は、押し売り防止や防犯のためにあります。なお、チェーンの掛けはずしは、ドアを完全に閉めないとできません。

鍵

鍵の保管及び取扱いには次のことに十分ご注意ください。

- 鍵に住宅番号、氏名などを書いた札をつけると、紛失したときに危険です。
- 鍵穴に油を差すことは、かえって故障の原因になります。
- 鍵を紛失したり、盗難にあった場合は、ただちに宿舎管理人に届け出、シリンダー錠を取替えてください。
  なお、取替えに要する費用は入居者の負担となります。
- 退居の際は必ず入居時に受け取った鍵を宿舎管理人に返却してください。

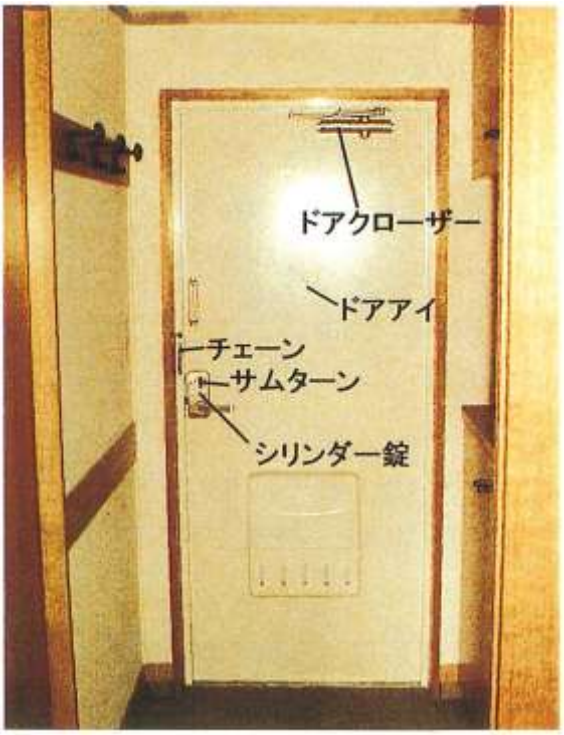

玄関の掃除

各戸の玄関の土間は、防水施工をしていませんので水は流さないでください。流しますと階下に水漏れするおそれがあります。

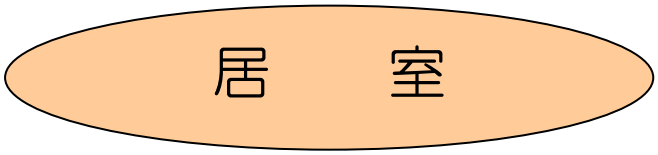

畳

畳の上に上敷を敷くと、通気が悪くなり畳床を傷めますから時々畳を外気に当ててください。

テレビ台等の脚には、ゴムソケットなどをはめて畳に深いへこみをつけないように気を配ってください。

柱・かもい等

釘の打ちつけ、シール類の貼りつけ等はしないでください。

化粧フロアー

鉄筋コンクリート製の洋間のフロアー（床）は、フローリングまたはPタイル（30ｃｍ正方形のプラスチック系材料）等でできており、こぼれた水を長期間残したままでいると、フロアー及び下部の木材が腐食する原因になるので、こぼれた水はすぐふきとってください。

Ｐタイルが汚れた場合は、温水や石鹸液などでふきとり、ワックスで磨いてください。

宿舎の床は、コンクリートの床の上に木造床組みで造られていますが、日時の経過による木材の乾燥収縮、または施工のわずかな誤差ですき間が生じ、きしみが生ずることがあります。この症状は、経年劣化によるもののため完全に直すことはほとんど不可能です。このため、多少のきしみについては補修をお断りすることもありますのでご承知ください。

アルミサッシ戸

ポツポツと胡麻のようなさびが出てくることがあります。特に、海に近い地域ではさびが早くなります。よくふき、目の細かい紙ヤスリでその部分だけこすってさびを落とし、あとでワックスでよく磨いてください。

結露（けつろ）

夏期や暖かい部屋では、冷たい水を入れたコップの表面に露がつきます。これがいわゆる「結露」で、水蒸気が急に冷やされて水滴に戻る現象です。同じようなことが住宅の壁や窓ガラス、給水器具の表面にも起こり、特に冷えきった北側の壁に多く見られます。

結露が発生しますと、壁に水滴が付いてかびがはえたり、畳が腐食したりします。結露を防止するためには、風通しをよくし、水蒸気の発生を少なくすることが必要です。

特に水蒸気が多量に発生する炊事時には、換気扇を使用しストーブを使用するときは、時々窓をあけて換気をよくしてください。

結露は暖房する部屋より、むしろ閉め切った隣接の部屋の方が発生しやすいため注意が必要です。

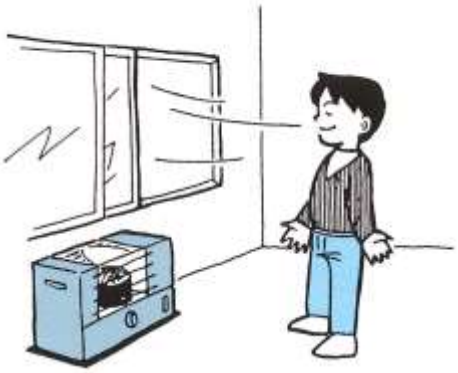

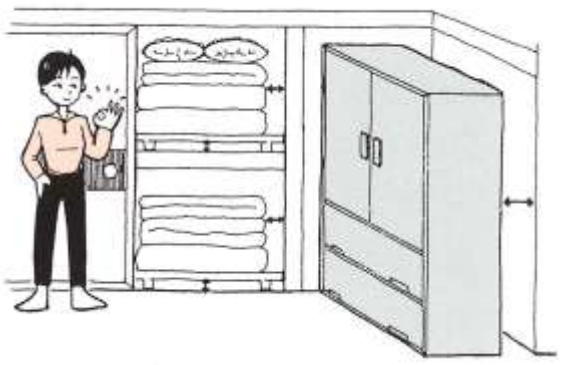

結露が発生した場合は、こまめにふきとってください。

コンクリート住宅のかびと結露

コンクリート住宅は、湿気が多くかびが生えがちです。これを防ぐために次のことに特にご注意ください。

- できるだけ窓を開放し、押入れのふすまなどもあけて室内の風通しをよくするよう心がけてください。
- 梅雨時期や冬季の暖房時には、特に押入れや物置の中、家具の裏側などにかびが生えやすいものです。家具と壁の間をすこしあけておくなど風通しをよくするようご注意ください。
- かびが生えた場合には、その部分の風通しをよくして乾燥させ、ていねいに取り除いてください。

台　　所

台所の流し

ステンレス流しは、耐久性があります。しかし、ステンレス製でもよごれを放置しておくとさびてきます。特にガスレンジの下はよごれやすいので、日頃から中性洗剤などで洗うよう心がけてください。

また、クレンザーなどでステンレスをみがくことは、表面に細かな傷がつきさびの原因になりますのでご注意ください。

台所の換気

台所の換気には特に気をつけましょう。換気が不十分だと室内の湿気が多くなり、照明器具等に水滴がついて漏電の原因になります。

こまめに窓を開放して風通しをよくしたり、換気扇等をご利用ください。なお、換気扇は非常に汚れやすいのでこまめに掃除してください。また、レンジフードについては使用説明書がついていますので、よく読んでから使用してください。（使用説明書はあとから入居される方のためにも大切に保管してください。）

台所の排水

台所で使った水は、流しのトラップから排水管に流れ込む仕組みになっています。このため排水管がつまると階下の台所の流しに排水が逆流するなど大きな事故の原因となり、他の入居者の方に大変な迷惑をかけることになります。いつも気持ちよく台所を使うためには次のことを心がけてください。

- 油、米粒、茶がら、野菜くずなどの台所のごみは、排水管に流さないようにしてください。
- 流しに取付けてある目皿や椀、ステンレス網かごは簡単に取りはずせますので、たまったごみを取り除くなど、こまめに清掃をしてください。

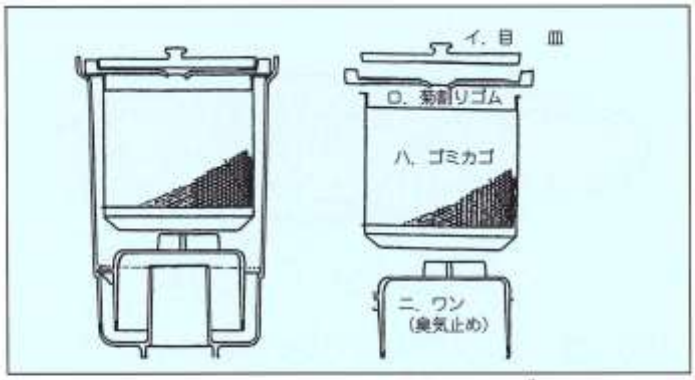

上図のとおり、イ．ロ．ハ．ニ．の順に取はずしができます。

排水トラップの構造

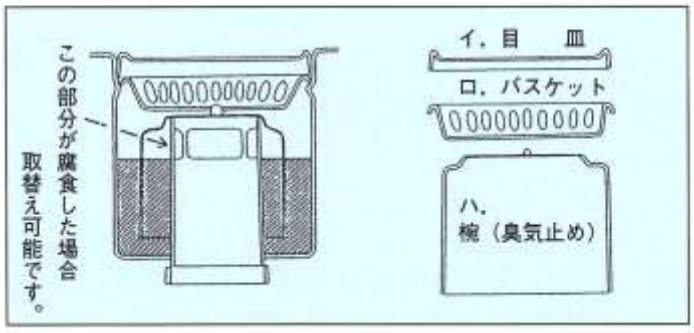

上図のとおり、イ．ロ．ハ．の順に取りはずしができます。

吊戸棚

ネジ釘でとめているだけの住宅もありますので、あまり重いものをのせると棚がこわれたり、落下したりすることがありますのでご注意ください。

浴　　室

浴室の換気

浴室は、湿度が高くかびが生えやすいので、使用後は室内が乾燥するよう換気に十分気をつけてください。

排水口を詰まらせないために

浴室の排水口には、排水トラップが取り付けてあります。目皿には髪の毛などがたまりやすいので、使用後は時々目皿をドライバー（ねじ回し）などで取りはずし、トラップを外して掃除してください。

なお、髪の毛などの詰まりやすい物は、絶対に排水管に流さないよう取り除いてください。

ガス風呂

バランス型給湯器について

バランス型給湯器は、ガスの燃焼のための空気を外から取り入れ、燃焼による排気も外へ出す方法をとっていますので、排気ガスが室内にもれることがなく、安全性が高いといわれています。しかし、外板、底板、接合部のビス等が腐食しますと、排気ガスが浴室内にもれたり、不完全燃焼したりして、ガス中毒などの原因となりますので、取扱いについては、特に次の点にご注意ください。

■ 給湯器（とくに底板）の腐食を防止するために

- 給湯器の上に水をかけないでください。
- 浴室の床排水トラップの清掃を行い、給湯器が水に浸かることのないようにしてください。
- 洗濯機を使用するとき、その排水が給湯器にかかることのないよう排水先の位置にご注意ください。

● からだき注意

点火の前に必ず水面が浴槽の上部循環パイプロの上端より１０㎝以上にあることを確かめてから点火してください。

● 正しい点火

点火は自動点火ですから操作が簡単です。説明手順どおりの順序でガスコックつまみと点火ハンドルを回してください。冷えているときは点火まで時間がかかりますので、点火したかどうか点火確認窓から確かめてください。

● シャワー付風呂釜の取扱い

シャワー付風呂釜は、給湯によるお湯張りをした後、沸かした方が効率的です。

● 入浴中の注意

入浴中は、浴槽内の上下循環パイプロをタオルなどでふさがないでください。

● 使用後の注意

ガスコックつまみを正しく「止」にし、浴室のガス元栓を忘れずにしめてください。

● 釜の掃除

浴槽内の上下循環パイプの中にホースを入れて、釜の内部の水通路に水を流して掃除してください。汚れた水は下部循環パイプから流れ出ます。外板が汚れた時は水洗い等をしないでぞうきん等でふき取るようにしてください。

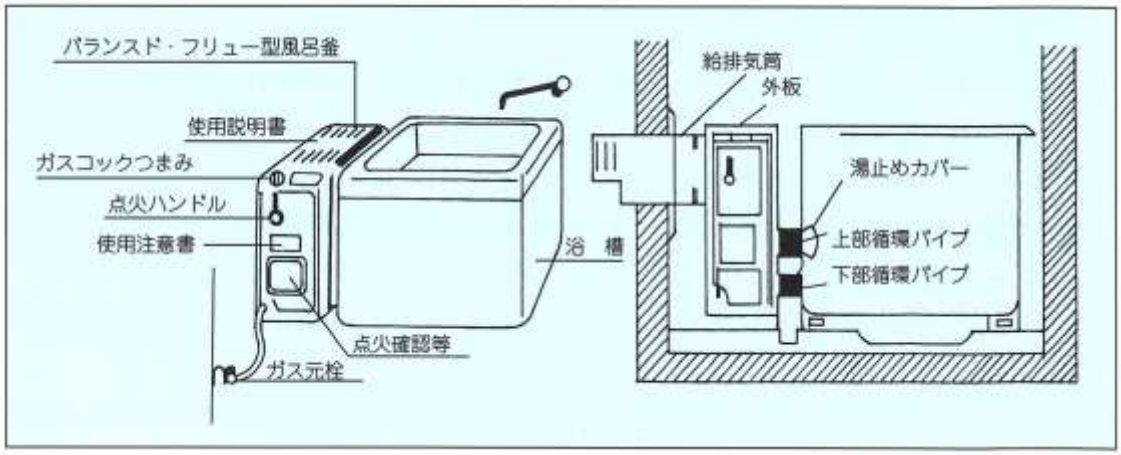

次の場合は、使用をやめて専門業者へ

- 点火ハンドルを何回まわしても点火しないとき。
  （点火確認窓のふたをあけてマッチ等で
  点火しないでください。）
- バーナーの燃焼が不安定なとき。
- 点火中に異常音がしたとき。
- 浴室内でガス特有のいやなにおいがしたとき。
  （玉ねぎの腐ったようなにおいです）
- その他各部の故障または異常があるとき。

ガス給湯器について

宿舎によってはガス給湯器が備えられているものもあります。取り扱いについては入居時にガス会社等の説明を受け、説明書をよく読んでから次の点に注意して使用してください。

- 同時に多数の給湯を行った場合、能力低下によりぬるくなったり、お湯の出が悪くなります。
- 給湯器の周辺は排気等で高温となりますので、燃えやすいものは絶対に置かないでください。
- 退居時や冬期に長期間使用しないときは凍結により破裂・漏水することがありますので、取扱説明書に従って水抜きを行ってください。

浴槽について

- 浴槽の掃除

  浴槽のよごれは、堅いたわしなどでこすらず、スポンジなどに洗剤をつけ軽く洗ってください。

- 浴槽栓の使い方

栓は、軽く押し入れてください。栓は、水圧で押さえられ水が漏れることはありません。あまり強く押し入れますと栓を抜くときにクサリが切れることがあります。

- 浴槽の破損

浴槽は硬い物を落としたりすると破損等しますので、ご注意ください。

水洗トイレ

トイレの掃除

- トイレの床は防水してありませんので、床に水をこぼすと階下に漏ります。こぼしたら必ずふきとってください。
- 便器、手洗器の内側を、中性洗剤又はトイレットクレンザーを洗浄用スポンジにつけてみがくようにして洗ってください。
- 合併処理槽、浄化槽方式の宿舎は、強い洗剤の使用はおやめください。(処理に必要なバクテリアが死んでしまいます。)
- 陶器類の外側や、壁、建具類、床をクレゾールを数滴まぜた水でぞうきんを使ってふいてください。
- ふき掃除が終わっても使用済みのぞうきんバケツの水は、便器に流さないで浴室の排水口に捨ててください。
- 十分に換気し、内部を乾燥させてください。

トイレの修繕

トイレは常時使用するので故障がおこりやすく、その原因は次の場合が考えられます。故障原因を確かめてそれに対応した措置をとってください。

ロータンク

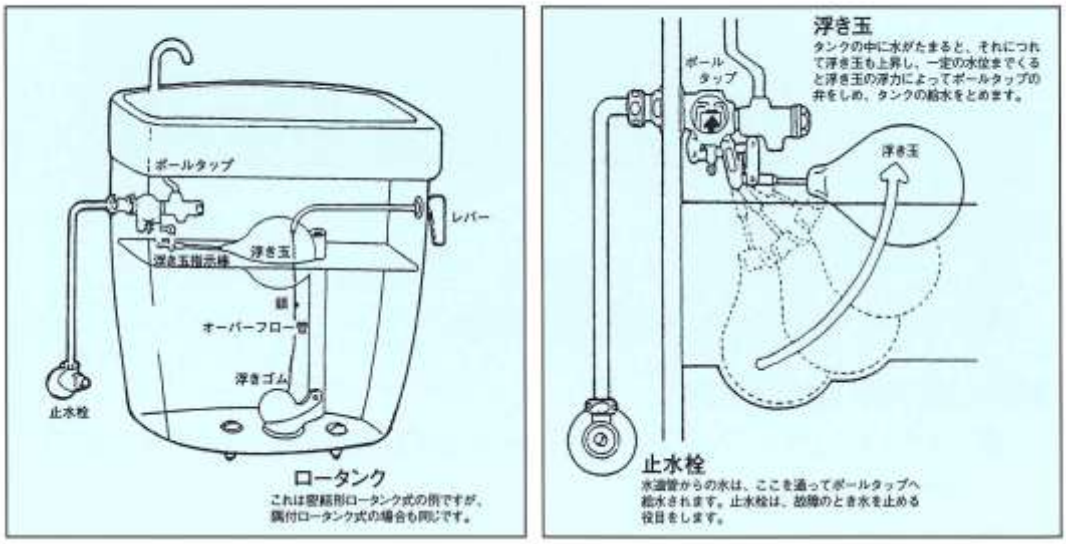

(A)常に少量の水が便器へ流出する場合

- 弁パッキンのめくれ、磨耗、ゴミが詰まっている。
- レバー又は鎖に何かが引っかかって、弁が少し開いている。
  鎖の長さの調節は、浮きゴムがバルブを閉じたときピーンと張らず、鎖一輪ぐらいたるむよう余裕を持たせて、レバーと接続してください。

（注）ロータンクを使用の方は、大・小便いずれの場合でもハンドルは大の方に回して使用してください。

フラッシュバルブ

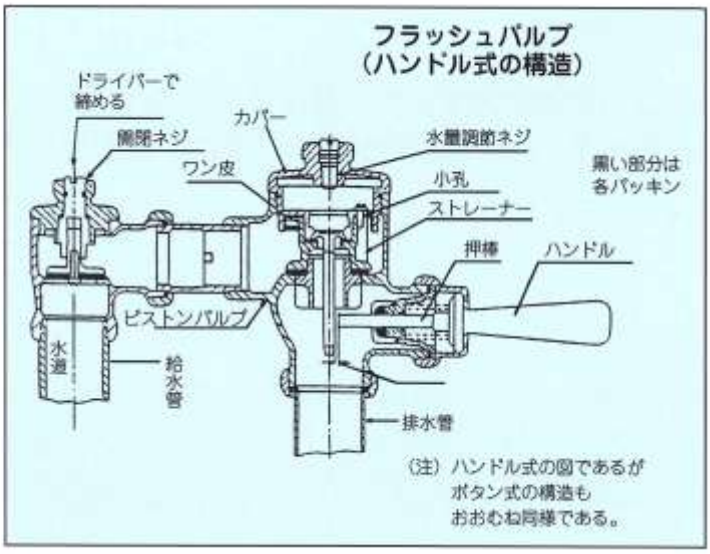

◎ 少量の水が流れ続ける場合

- ピストンバルブとシートの間にゴミが詰まっている。
- シートまたはパッキンに傷がある。

◎ 多量の水が流れ放しの場合

- ピストンバルブのストレーナーの小穴またはストレーナーにゴミが詰まっている。
- 押棒が常に逃し弁を押している。
- カバーと本体との締付パッキンが傷んでいる。

◎ 瞬間流量が少ない場合

- 調節ネジを締めすぎている。

◎ 吐水時間が短い場合

- 止水弁のネジを締めすぎている。

◎ ウォーターハンマー（水撃作用）がおきる場合

- ワン皮を押している３本のビス（１本は小穴ビス）がゆるんでいるか、ワン皮に故障がある。
- 非常に水圧が高く、また、調節ネジがあきすぎている。

◎ ハンドルから漏水する場合

- ハンドル部のパッキンが傷んでいる。

バルコニー

バルコニーの使用について

- 火災などの緊急の場合には、お隣へ避難する避難口の役目を果します。この付近に物を置かないでください。
- 一部の住宅のバルコニーの床には避難口が設置されていますが、その周りには物を置かないでください。また、緊急の場合以外は危険ですのでさわらないでください。
- バルコニーから外に突き出して物を干すことは、団地の美観をそこなうばかりでなく、階下の方に大変迷惑をかけます。お互いに注意しましょう。
- バルコニーの排水口は、ごみなどが詰まりやすいものです。時々掃除をしてください。

危険防止

- バルコニーの手すりの上に植木ばちなどを置きますと、強風に飛ばされたり、あやまって落下した場合に危険ですので、置かないでください。
- バルコニーの手すりの高さやサンの間隔は幼児が落ちないようにしていますが、幼児が台に乗ったりした場合には、非常に危険です。木箱などふみ台となる物は置かないよう十分ご注意ください。

電　　気

便利な電気も使い方を誤ると災害の原因となります。器具や配線の安全許容限度を知っておくとともに、器具の取付けなどに際しては専門業者と十分相談してください。

電気容量

- 宿舎の電気容量は、建築年度により 15A（アンペア）、20A、30A、40Aとあります。電気供給契約は、電力会社とあなたの間で、直接契約していただきますが、設置した容量を変更する場合には、あらかじめ宿舎管理人に申しで、その指示に従ってください。

電気容量の目安

家庭電気器具の標準的な消費電力／電流

器　　具	消費電力（W）	電　　流（A）
テ　レ　ビ	150	1.5
ス　テ　レ　オ	200	2
洗　濯　機	600	6
冷　蔵　庫	300	3
ジューサーミキサー	300	3
掃　除　機	600	6
扇風機（30ｃｍ）	40	0.5
エ　ア　コ　ン	2,000	20
炊　飯　器	700	7
ト　ー　ス　タ　ー	600	6
ア　イ　ロ　ン	600	6
こ　た　つ	500	5
ス　ト　ー　ブ	1,000	10
ヘアードライヤー	1,000	10
電　子　レ　ン　ジ	1,000	10

※　詳しくは家電製品の表示をご覧ください。

事故を防ぐには

- 壁のコンセントは 1500Wが使用限度です。たこ足配線は危険ですから、やめましょう。
- ぬれた手足で、ソケットや器具にふれると感電するおそれがあります。また洗濯機、電子レンジ等にはアースを取り付けましょう。
- アイロン、ヒーターなどの消し忘れは火事の原因となります。外出などの際は、必ずスイッチを切ったことを確かめましょう。
- 電気器具の使用中に停電になったときは、スイッチの切り忘れにご注意ください。

エアコンの取付け

- 排水管のゴム管は、屋外に出すと宿舎の美観をそこなうばかりでなく、他の方に迷惑になりますので、出さないようにしてください。
- エアコンの音は、深夜になると気になるものです。近隣の方に迷惑とならないようにしてください。
- 窓等に取り付ける場合は、隙間から雨風が吹きこまないようご注意ください。
- エアコンが落下すると大変危険ですから堅固に取り付けてください。

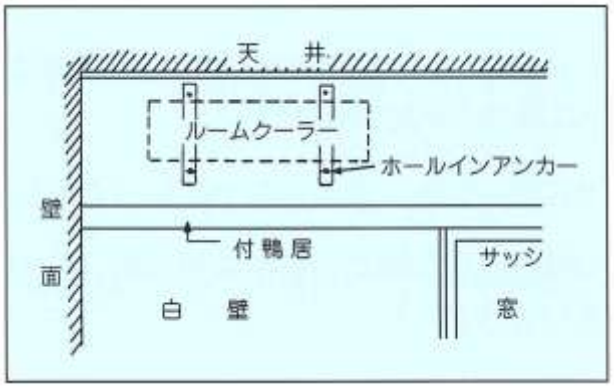

ガ　　ス

新たに入居した際のガスの開栓は、必ずガス供給会社が行うことになっています。その際、ガス器具は全部点火試験を行いますので、試験の際は立ち会いの上、取扱いに誤りのないよう十分に説明を受けてください。

ガス爆発事故の防止

鉄筋コンクリート製の宿舎は気密性が高いため、ガス漏れが生じますと、わずかな火気（例えばスイッチからの火花）でも爆発します。ガス漏れ等異常が発生した場合には、すぐ最寄りのガス会社へ連絡してください。

マイコンメーター

ガス計量メーターは、ガス漏れ事故防止の観点からガス会社が自動遮断装置のあるマイコンメーターに取り替えています。長時間のコンロ、給湯器の使用によっては安全装置が作動し、ガスが遮断される場合があります。復旧方法等については備え付けの説明書をご一読ください。

ガスを安全に使用するための心がけ

- ガス器具、ガス管は、ガス会社の検査済みの優良品を使いましょう。なお、ビニール管の使用は危険です。
- ゴム管は十分に差し込み、安全バンドでしっかり止めましょう。
- 差し込み口のゆるくなったゴム管は切りつめ、古いゴム管は新しいものに取り替えましょう。
- ガス器具を使用する部屋の換気には、十分注意しましょう。
- コンロなどは、時々手入れして、ガス穴をよく掃除しましょう。
- 使用しないときには、器具のコック、部屋のガス栓や台所、浴室のガス元栓を確実にしめましょう。

- ガス管は必要な長さにとどめましょう。
- しばらく使用していない古い器具を使用する際には、あらかじめガス会社に点検してもらってから使用しましょう。
- 就寝のときは、器具のコックだけでなく部屋の元栓もしめてください。また長期にわたって留守にするときはメーターの元栓もしめましょう。
- 不完全燃焼するとガス中毒をおこします。ガス器具は正しく使いましょう。

水　　道

断水

　断水は、停電や機械の故障又は水の使用量が急激にふえた場合に起こります。

　断水した場合には、水道の蛇口は必ずしめてください。もし、しめ忘れると、水が出たときに部屋が水浸しになるなど大変なことになります。

　また、蛇口にホースをつないで風呂やバケツに水を入れているときに断水した場合には、必ず水栓からホースを外してください。もし、外し忘れるとバケツなどの汚い水が水道に逆流して汚染する危険があります。

ポタポタ漏れ

　蛇口からの漏水は早めに修理しましょう。ポタポタ落ちる水の音は不愉快であるばかりでなくムダになり、その量も意外に多いものです。

　このような場合は、蛇口のパッキンがすり減っているときですので、これを取り替えてください。

　なお、水を出すとき「ブルル……」という音がする場合も、パッキンがすり減っているときですので、このような場合は取り替えてください。

自在水栓

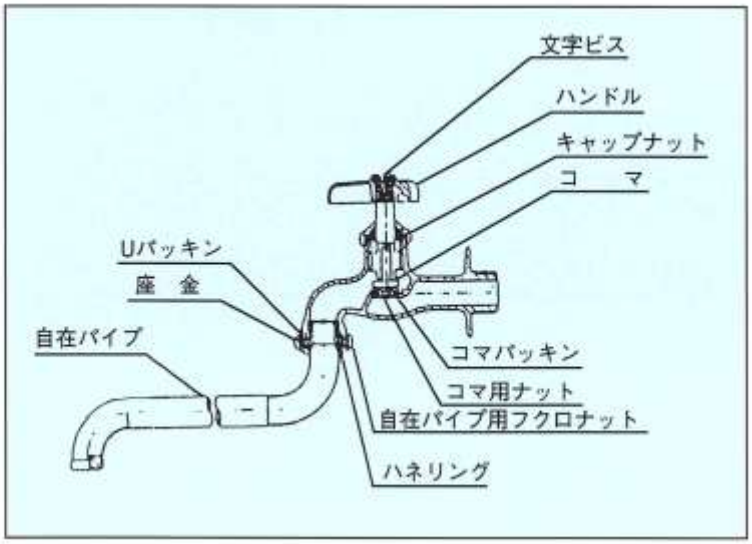

Ⅲ

共用施設

階段・廊下

宿舎の階段や廊下は、公道の延長とも考えられる場所です。いつもきれいにしてあるのは大変気持ちがいいものです。

- 掃除は皆さんの話し合いで当番制にするか、又は受持部分を決めて、皆さんで協力して行ってください。
- 自転車等を階段や踊り場などにおくと他の方の妨げになるばかりでなく緊急時にはたいへん危険ですので、自転車置場又は物置に整頓して置いてください。

ごみ置場

台所のごみや家庭の廃物は、決められた場所・日時に決められた袋等に入れてきちんと出すこととなっています。これを守らないと団地内の清潔な環境を損なうばかりでなく、トラブルの原因にもなります。

なお、ごみの処理方法は地域によってそれぞれ取扱いが異なりますので、入居の際、十分確認してください。

家電製品や大型ゴミを放置するようなことのないようにお願いします。

ごみ置場の火気は禁物です。たばこの吸いがらなどを捨てると、火事になるおそれがありますので、絶対にやめてください。

※テレビ、冷蔵庫等有償処分の家電リサイクル法対象製品は各自処分してください。

遊　び　場

多くの団地には、砂場や遊具が設けられています。

これらの施設は、いずれも団地に住んでいる皆さんのために設けられたものです。大いに活用してください。しかし、団地の中といっても、小さなお子様が保護者なしで遊ぶことは危険ですので十分ご注意ください。

また、遊具の損傷等が発見された場合は直ちに宿舎管理人に連絡してください。

不審者や不審物を発見した場合も宿舎管理人に通報してください。

テレビアンテナ

衛星放送用の共同聴視アンテナが設置されていない宿舎でパラボラアンテナ等受信装置を取り付ける場合は、落下しないよう取付けに十分ご注意ください。

なお、共同聴視アンテナの場合には、屋上に個人のアンテナを取り付けることは認めていません。

そ　の　他

- 各階段のところにあるメーターボックスには物を入れないでください。このボックス内には、電気・ガス及び水道の計器類があり、ガス及び水漏れ等を生じ事故の原因となります。

- 施設の損傷又は災害等により異常事態が発生したときは、直ちに宿舎管理人に通報してください。

- 宿舎内の地中や建物内で漏水のおそれのある箇所を見つけた場合は、宿舎管理人又は緊急連絡先業者へ通報してください。

- 団地にはポンプ室（受水槽）の異常を知らせる警報器（回転警告灯）が取り付けてある宿舎があります。警報器が鳴っていましたら、直ちに宿舎管理人に連絡をお願いします。（夜間及び管理人休業日において警報音が鳴った場合には、自治会役員（世話人）へご連絡下さい。）

Ⅳ
宿舎の
管理と諸手続

宿舎の管理

宿舎の維持管理機関

「維持管理」とは、宿舎の建物及び設備がその機能を十分発揮するよう現況を把握して整備し、また、宿舎の効用にそって適正に使用されるように運営していくことです。

こうした宿舎の維持管理にあたっているのは、国立大学法人広島大学（維持管理機関といいます。）です。

広島大学では、維持管理を行うために、各地区に「宿舎管理人」を配置しています。

詳しくは、別表２の「宿舎管理人事務所一覧表」をご覧ください。

■宿舎管理人

宿舎管理人事務所を設置し、建物等の現況把握、入退居の立会い、原状回復の指示、修繕費の負担者の決定、貸与条件違反の監督、不正使用の排除、共同施設の管理などの業務を行っています。

なお、通常の勤務時間以外は原則として業務の取扱いをしませんので、訪問、電話等は緊急用件を除きご遠慮ください。

諸　手　続

宿舎の申請・届出手続一覧表

種　　類	申請・届出の時期	提出部数	提出先		管理人確認印の要否	備　　考
			大学職員	他官署職員		
宿舎貸与申請	入居決定後、入居予定日の10日前までに提出	2	※1	所属官署	否	―
自動車の保管場所貸与申請	入居に際し保管場所の必要な場合宿舎管理人に確認のうえ提出	2	※1	所属官署	要	―
居住者名簿	入居後，５日以内に提出	1	※1	宿舎管理人	否	同居家族の出生、死亡、転出、職業勤務先に変更があった場合はその都度提出
宿舎仮設物設置・模様替等申請	仮設物設置・模様替等をする場合、工事日の10日前までに提出	2	※1	宿舎管理人	否	やむを得ないもので管理上支障のないものに限り承認する
自動車の保管場所証明願	自動車を購入する場合、５日前までに広島大学に提出 (広島地区は専任管理人が証明)	1	※1	宿舎管理人		一部地域では専任管理人が証明できるので事前に確認のこと
自動車の保管場所貸与申請変更届	変更の事実が発生したとき，直ちに提出	1	※1	所属官署	要	―
宿舎不在届	30日以上１年以内宿舎を不在とする場合。５日前までに提出	1	※1	宿舎管理人	否	※2
宿舎明渡届（退居届）	退居予定の10日前までに宿舎管理人に提出。自動車保管場所廃止の場合も準用	1	※1	所属官署	要	退居予定日の10日前までに宿舎管理人に予告し退居点検日等を調整のこと

各様式は、広島大学ホームページ（ホームページアドレスは別表２参照）に掲載してあります。

※１　広島大学職員における提出先は、広島地区＝広島地区宿舎管理人、東広島地区＝広島大学東広島地区運営支援部共通事務室管理担当、福山地区＝福山地区宿舎管理人、となります。

※２　長期出張その他通常の日常生活と異なる状況等で１ヶ月以上宿舎をあけるような場合には、できるだけ早く宿舎管理人にご相談ください。

駐車場の申込み等について

宿舎構内に駐車しようとする場合には、宿舎管理人に自動車保管場所の貸与申請書（広島大学ホームページ（ホームページアドレスは別表２参照））を持参し、自動車保管場所に空きがある場合には管理人の印鑑を受けた後、42 ページ（宿舎の申請・届出手続一覧表）における提出先にご提出ください。貸与承認を得てから指定保管場所に自動車を置くことになります。

もし、空きがない場合は、宿舎管理人が待機者の登録をし、空きができ次第通知します。承認を得るまでは宿舎構内に駐車できませんので、民間の駐車場等をご利用ください。

① 貸与は、原則として宿舎１戸につき１台です。

② 新規購入、買替え等に必要な「車庫証明」は専任管理人か広島大学のいずれかが交付しますので、証明書交付願（広島大学ホームページ（ホームページアドレスは別表２参照））をご提出ください。（あらかじめ貸与承認を得ていることが必要です。）

③ 自動車の登録番号及び使用者を変更する場合は、自動車の保管場所貸与申請変更届（広島大学ホームページ（ホームページアドレスは別表２参照））に宿舎管理人の確認印を受けてから、42 ページ（宿舎の申請・届出手続一覧表）における提出先にご提出ください。

なお、指定保管場所の変更は、原則として行いません。

退去時の手続

宿舎の明渡し

宿舎の貸与を受けている者が、次の一に該当することとなった場合には、原則としてその該当することとなった日から 20 日以内に宿舎を明け渡していただきます。

（1） 職員でなくなった時。（死亡を含む）

（2） 自宅新築や転勤等によって入居の必要がなくなったとき。

（3） 広島大学の事務又は事業の運営の必要に基づき要請があったとき。

（4） 宿舎の廃止をする必要が生じた場合で明渡しを求められたとき。

退居届の提出

退居日が決まったら、退居日の 10 日前までに各地区宿舎管理人にご提出ください。

（1） 退居届の用紙は、広島大学財務部管財グループホームページ（ホームページアドレスは別表２参照）に掲載されています。

（2） 退居届に所要事項を記入して、宿舎管理人にご提出ください。

（3） 宿舎管理人は、原状回復箇所等所要事項を記入・押印の上入居者に返却しますので、42 ページ（宿舎の申請・届出手続一覧表）における提出先に遅滞なくご提出ください。

原状回復

退居される場合は、後に入居される方の立場を考慮して入居中の損傷・汚損箇所の原状回復を行っていただきます。

（1） 退居が決まったら、ただちに宿舎管理人に連絡してあらかじめ原状回復等の範囲及びその方法について指示を受けてください。

（2） 宿舎管理人は、別表１「宿舎退居時の点検表」により、損傷・汚損箇所を点検し原状回復等の範囲を指示します。

（3）　タンスやじゅうたんのかげ、外見では破損が分かりにくい等により、宿舎管理人の指示がもれることがあります。指示がない箇所についても、損傷・汚損箇所は自主的に原状回復等してください。

（4）　承認を受けて、模様替等を行っている場合には、条件に従い適正に措置してください。

（5）　原状回復後は宿舎管理人の確認を受けてください。

（6）　後に入居された方から、原状回復等の未済箇所の申し出があった場合には、退居後においても原状回復していただきます。

■退居する場合

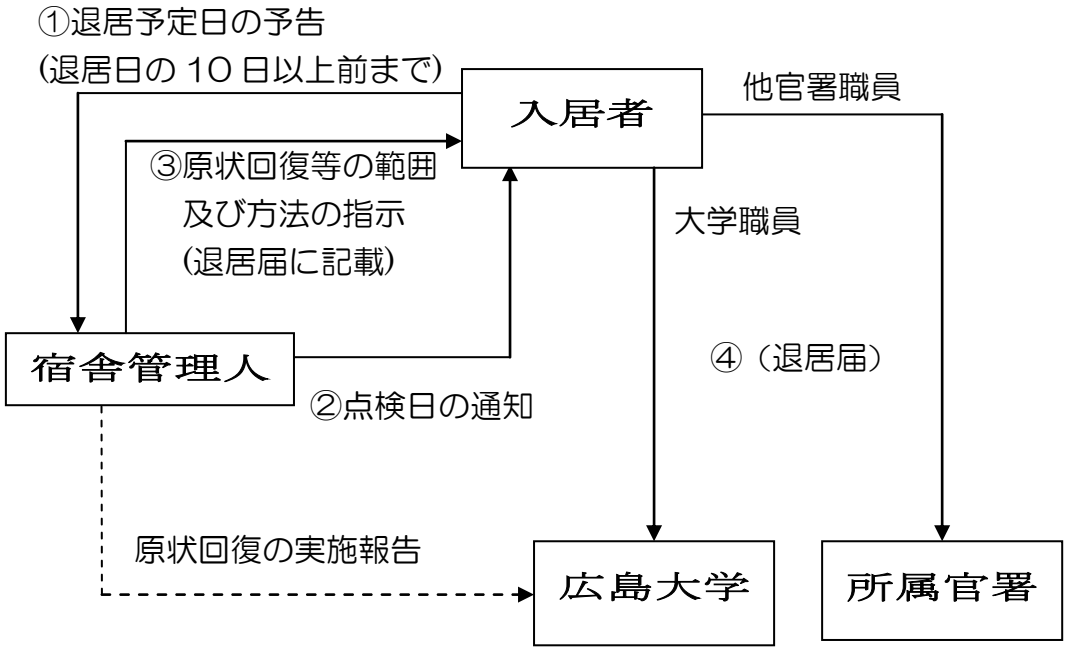

※　退居届の用紙は、広島大学ホームページ（ホームページアドレスは別表２参照）より入手し必要事項記載のうえ③の範囲及び方法の指示を受ける。

別表１

宿舎退去時の点検表

項　目	点　　検　　箇　　所
玄　関 ホール	・錠　・扉　・蝶番　・ドアクローザー　・床板　・内壁の汚破損　・傘立 ・チャイム　・造り付け家具の戸　・戸車　・取手引手　・棚板　・帽子掛 ・マグネットキャッチ　・ローラーキャッチ　・室名札　・郵便受　・牛乳受 ・レバーストッパー　・カーテンレール　・インターホン
台　所 居　間	・流し台　・コンロ台　・吊り戸棚　・水切り棚　・床板　・内壁の汚破損 ・水道蛇口　・流し台ワントラップ　・排水目皿　・ガスコック ・カーテンレール　・棚板　・換気扇　・レンジフードファン
浴　室 洗面所	・風呂釜及び付属品　・浴槽　・洗面器　・SP トラップ　・洗面化粧台 ・化粧箱　・化粧鏡　・床板　・換気扇　・洗濯機防水パン　・循環パイプ ・栓及びくさり　・浴槽の蓋　・スノコ　・排水ワントラップ　・排水目皿 ・シャワーヘッド　・水道蛇口　・ガスコック　・タオル掛 ・カーテンレール　・内壁汚破損
居　室	・床板　・内壁の汚破損　・畳の汚破損　・カーテンレール　・ガスコック ・壁紙の汚破損　・クーラースリーブキャップの有無
便　所	・手洗器及び SP トラップ　・フラッシュバルブ　・ロータンク　・タオル掛 ・ペーパーホルダー　・戸扉の蝶番　・錠　・便器、便座、便蓋及び蝶番 ・水栓　・くさり　・内壁の汚破損
建　具	・襖　・戸襖　・硝子戸（窓建具を含む）　・国が設置した網戸　・引手 ・取手　・戸車等建具付属器具類の破損の有無　・ドアクローザー
上記項目にかかる電気設備	・照明器具　・各種スイッチ　・プレート　・コンセント　・グローブ ・ソケット　・コード　・吊金具支持金具等
その他	・物干　・物置の錠　・棚板　・ベランダ床及び間仕切板　・止水栓 ・BS テレビアンテナの撤去の有無
個人で設置したもの	・原状回復の有無

原状回復等の実施基準は次によりますが、具体的な原状回復等の範囲については宿舎管理人の指示に従って下さい。

宿舎原状回復等実施基準

区分	細目又は仕上げ	損傷・汚損等の状態	原状回復の範囲	備考
壁及び天井	・プラスター塗 ・モルタル塗 ・石膏ボード張 ・石綿板張 ・ビニールクロス又は紙張 ・プリント合板 ・ひる石 ・タイル張	①落書き、手垢、たばこのヤニ、油等による汚れ ②ストーブ、湯沸器、電気器具等の使用によるススケ等の汚れ ③器物等の衝突等による損傷等 ④居住中に従前と著しく異なる塗装又は仕上げ材を施したもの ⑤日焼けによる全面的な変色、褪色は修繕の対象としない	①プラスター塗り及び塗装仕上げの壁が損傷等している場合は、原則として一面全部を塗り替える。（損傷部分があるときは、その部分を補修の上塗り替える。以下塗装について同じ。） ただし、維持管理機関が外観上、損傷等を判別できない程度に仕上がっている場合には、損傷等部分についてのみ塗装を行うことをもって可としても差支えない。 ②ビニールクロス又は紙張り及びプリント合板の壁が損傷等している場合は、原則として一面全部の張替を行う。 ただし、維持管理機関が外観上、損傷等を判別できない程度に仕上がっている場合には、損傷等部分についてのみ修繕を行うことをもって可としても差支えない。 ③天井の損傷等については、被貸与者の責に帰すべき事由がない限り、原状回復の対象としない。 ④タイル張りの壁の損傷等については、被貸与者の責に帰すべき事由がない限り、原状回復の対象としない。 ⑤退去者が居住中に特殊な仕上げ材を施したもの又は特異な色に変えてある場合は、従来又は類似の仕上げ材又は色に回復する。	・地震等不可抗力による亀裂及び雨漏跡については、原状回復等の対象としない。 ・天井は通常の使用では損傷等しないので、被貸与者の責に帰すべき事由がない限り、原状回復等の対象としない。 ・損傷等が極めて軽微で部分的な修復で原状回復等が可能である場合には、部分修繕も可とする。
床	・ベニアフロア ・Ｐタイル張 ・塩ビシート ・タイル張	①落書き、油等による汚れ ②家具の移動、器物等による傷及び穴あき ③たばこの火等によるこげ跡 ④ジュウタン等敷物の取り除き跡の床表面の剥がれ ⑤居住者の不注意による漏水等のため、腐食しているもの	床の損傷等については、被貸与者の責に帰すべき事由により生じた場合を除き、清掃を行うことをもって足りる。	・被貸与者の責に帰すべき事由のない床のきしみについては、原状回復等の対象としない。 ・床は常時、足やスリッパ等と接触し、多少は損傷等が生じるものであり、特に被貸与者の責に帰すべき事由（重量物を落として床板を損傷するなど）で損傷等をしたものでない限り、原状回復等の対象としない。

宿舎原状回復等実施基準

区分	細目又は仕上げ	損傷・汚損等の状態	原状回復の範囲	備考
畳		①落書き、油・墨等による汚れ、たばこの火等によるこげ跡 ②家具の移動、器物等による傷及び穴あき ③家具跡の著しい凹み（特に重量物を置いたため、畳床の取替えを要するような損傷等を生じたものに限る。） ④被貸与者の責に帰すべき事由による漏水、雨水吹込み等のため、畳が著しく劣化又は腐食しているもの。	①畳表が損傷等している場合には、その畳表を取り替える。ただし、損傷等の状況等により裏返しが可能な場合は、その畳表を裏返しする。 ②被貸与者の責に帰すべき事由による漏水等のため、畳床まで腐食している場合は、その畳床ごと取り替える。 ③畳の修繕は１枚単位で行うこととする。	・被貸与者の責に帰すべき事由によらない雨漏りによる汚損等は、原状回復等の対象としない。
襖・障子		①落書き、手垢、たばこのヤニ等による汚れ ②器物等による傷及び穴あき ③化粧縁、中骨の破損（ただし、被貸与者の責に帰すべき事由がある場合に限る。）	①襖紙、障子紙が損傷等している場合は、襖は原則として１組単位、障子は１枚単位で、他の襖・障子と同一又は類似の色柄のものによって張り替える。 ただし、襖については、１組のうち損傷等が現認できない部分（枚数）は、外観上、特に違和感がない場合、張替えしなくても差支えない。 ②化粧縁、中骨等が破損している場合には、被貸与者の責に帰すべき事由があるときに限り、その部分を取り替える。	
建具一般	・各種戸、扉及び窓（下駄箱、吊戸棚流し台等の戸、扉を含む） ・衝立等仕切板	①落書き、油等による汚れ ②器物等の衝突等による傷及び穴あき ③戸、扉、窓等の各種部品及び取付け具の故障、破損又は滅失 ④セロテープ等の剥がれ跡	①各種戸、扉等建具類に損傷等がある場合は、清掃又は塗装若しくは補修を行う。なお、被貸与者の責に帰すべき事由がある場合において、補修等では損傷等の原状回復ができないときには、その部分の化粧合板等を張り替える。 ②レール、戸車、引手、ドアストッパーその他各種部品及び取付け具の滅失したものがある場合は、当該部品の補充を行う。 ③入居の際に貸与した鍵を紛失、折損等した場合には、鍵の取替え（シリンダー錠の場合は、シリンダーの取替え）を行う。 なお、模様替え承認によりシリンダー錠を取替えた場合には、鍵の紛失等がない限り、更なる取替えは不要である. また、補助錠についても、鍵全部とともに存置させても差支えない。	・サッシのレール又はドアクローザの取替えについては、原状回復等の対象としない。 ・玄関ドアの外面については、塗装の対象外とする。

宿舎原状回復等実施基準

区分	細目又は仕上げ	損傷・汚損等の状態	原状回復の範囲	備考
電気、ガス、給排水等各種設備及び備品等（１）	・各種照明器具及びスイッチ ・各種ガス器具 ・各種給水給湯器具 ・各種排水器具 ・流し台、コンロ台 ・水切棚、吊戸棚 ・洗面器、洗面ユニット等	①落書き、油等による汚れ及びサビ ②器物等による傷及び穴あき ③各種器具、備品の部品及び取付け具の損傷等 ④特殊な器具を取り付けてあるもの（給水栓、ガス栓）	①汚損部分については、清掃又は塗装を行う。 ②損傷した部分については、原則としてその部分を取り替える。 なお、流し台、洗面器、便器、浴槽等の一部が損傷している場合においても、明らかに被貸与者の責に帰すべき事由により、その機能が損なわれる程の損傷を受けているものを除き、備品及び設備の本体を取り替えることは要しないものとする。 ③滅失した部分又は部品がある場合は、その部分等を補充する。	流し台のワントラップ本体の取替えについては、原状回復等の対象としない。
電気、ガス、給排水等各種設備及び備品等（２）	・浴槽、ガス釜 ・便器、ロータンク等 ・換気扇 ・チャイム、インターホン ・下駄箱 ・その他備品設備類	①落書き、油等による汚れ及びサビ ②器物等による傷及び穴あき ③各種器具、備品の部品及び取付け具の損傷等 ④特殊な器具を取り付けてあるもの（給水栓、ガス栓）	退去者が居住中に各種器具及び備品を特殊なものに替えてある場合は、従来のものに回復する。 ただし、単にグレードアップしたものについては、取り替えることを要しないものとする。	ガス釜の修繕は、補修及び部品の取替えを対象とするが、専門業者による施工を要するバーナー、熱交換器その他基幹部品等の取替えは除く。

退去に際してのご注意

- 室内をきれいに掃除し、不用物はすべて処分してください。
- 電気・ガス及び上下水道等の精算は必ず済ませてください。
- 被貸与者が取りつけた電話、湯沸器等の付属物は各自で取りはずしてください。
- 被貸与者が取りつけた集合郵便受箱の錠前は取りはずしてください。
- 退去の際には、必ず市町村役場で転出の手続をとり、郵便局には住所の変更を通知してください。
- 最後に退去されるときは、火の元及び戸締りの確認をし、玄関の鍵は必ず施錠してください。
- 鍵は必ず管理人に返してください。
- 入居の際室内に備え付けてあった「取扱説明書」等は元の場所に返してください。

別表 2

●宿舎管理人事務所一覧表

平成26年10月1日

事務所名	住　　所	電話番号	管 理 宿 舎 名
広島地区 管理人事務所	広島市中区東千田町1丁目1－89 （広島大学法・経済学部C棟3F）	(082)542-7093 090-7778-5122	牛田住宅16号棟 第二吉島住宅1，2号棟 皆実町住宅6，7号棟 宇品住宅1号棟 第二宇品住宅2，3号棟 御幸住宅1，2号棟
東広島地区 管理人事務所	東広島市鏡山1丁目3番2号 （広島大学東広島地区運営支援部 共通事務室）	(082)424-3712 3713	がんら第一職員宿舎1～5号棟 がんら第二職員宿舎1～3号棟 下見職員宿舎1～3号棟 光路職員宿舎
福山地区 管理人事務所	福山市春日町5丁目14番1号 （広島大学附属福山中・高等学校 事務室）	(084)941-8369	高屋住宅3号棟

●宿舎管理人　勤務時間一覧表

事務所名	勤務時間
広島地区管理人事務所	月・火・木～土曜日　8時30分～17時　（祝祭日、年末・年始の休日を除く。）
東広島地区管理人事務所	月～金曜日　8時30分～17時15分　（祝祭日、年末・年始の休日を除く。）
福山地区管理人事務所	月～金曜日　8時30分～17時15分　（祝祭日、年末・年始の休日を除く。）

●各種様式掲載場所
　広島大学ホームページアドレス

http://www.hiroshima-u.ac.jp/top/kenkyusyo/syukusya/index.html

●広島大学東広島地区運営支援部共通事務室（管理担当）電子メールアドレス

kyoutu-kanri@office.hiroshima-u.ac.jp